

	基準年度 (令和3年度)	第二年度 (令和4年度)	第三年度 (令和5年度)
基準年度の賦課期日(1月1日)に所在する土地又は家屋	その土地又は家屋の基準年度の価格	据置価格 (審査申出不可)	据置価格(審査申出不可)
			その土地又は家屋に類似する土地又は家屋の基準年度の価格に比準する価格(※1)
		その土地又は家屋に類似する土地又は家屋の基準年度の価格に比準する価格(※1)	据置価格(審査申出不可)
			その土地又は家屋に類似する土地又は家屋の基準年度の価格に比準する価格(※1)
土地の修正価格(※2)	据置価格(審査申出不可)		
	その土地又は家屋に類似する土地又は家屋の基準年度の価格に比準する価格(※1)		
第二年度において新たに固定資産税を課税されることとなる土地又は家屋	その土地又は家屋に類似する土地又は家屋の基準年度の価格に比準する価格	据置価格(審査申出不可)	
その土地又は家屋に類似する土地又は家屋の基準年度の価格に比準する価格(※1)			
第三年度において新たに固定資産税を課税されることとなる土地又は家屋	その土地又は家屋に類似する土地又は家屋の基準年度の価格に比準する価格	土地の修正価格(※2)	
		その土地又は家屋に類似する土地又は家屋の基準年度の価格に比準する価格	

※1 地目の変換、家屋の改築等によって基準年度の価格によることが適当でないと市長が認める場合など

※2 土地の第二年度、第三年度に地価の下落があり、価格を据置くことが適当でないと市長が認める場合

□の範囲は第二、第三年度での、■の範囲は第三年度での審査申出はできません。